

令和6年6月24日

## 児童扶養手当システムの標準化に係る情報提供依頼（RFI）

高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課

### 1 背景と目的

児童扶養手当の支給事務は、児童扶養手当法で都道府県等の事務と規定されており、高知県では、現在、高知県独自システムを使用し、町村分の支給事務を行っているところです。

令和3年9月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、デジタル庁から地方公共団体情報システム標準化基本方針が示されました。

この方針において、現在各自治体がそれぞれで調達している児童扶養手当の支給に係るシステムも、国が示す仕様書に基づき、令和7年度までに全国で統一（標準化）することとされています。

このことから、高知県においても、令和7年度までの児童扶養手当システムの標準化対応を目指し、標準化準拠システム（児童扶養手当）の調達を予定しております。

本情報提供依頼は、各事業者の高知県に対するシステムの提供意向や対応方針等を把握することを目的とし、ご提供いただいた情報や資料については、今後のスケジュールや予算等を検討する際の参考資料とします。

### 2 情報提供依頼内容

高知県が提示する各資料に基づき、以下に示す項目について情報提供を依頼します。

- （1）令和7年度中（令和8年4月本稼働）の標準化準拠システム（児童扶養手当）の提供可否
- （2）標準化にかかる費用（概算額）
- （3）導入・開発実績

### 3 提供資料一覧

本情報提供依頼に関して高知県から提示する資料は次のとおりです。

| 資料名称        | 概要   |
|-------------|--|
| 情報提供依頼書     | 本資料  |
| 別紙1 システム構成図 | システム移行前後の構成図（案）<br>※現時点の案であり、今後変更が生じる可能性があります。                     |
| 別紙2 仕様概要書   | 標準化に係る仕様概要（案）<br>※現時点の案であり、今後変更が生じる可能性があります。                       |
| 別紙3 回答書     | 貴社からの回答をいただく書式<br>※令和7年度中（令和8年4月本稼働）の標準化準拠システム（児童扶養手当）の提供が可能か否かを回答 |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 別紙4 機能・帳票要件<br>Fit&Gap 結果 | 標準仕様書に定義される機能・帳票要件と現行システムの機能における Gap 内容を整理した資料 |
|---------------------------|--|

#### 4 提出様式

- (1) 別紙3 回答書
- (2) (1) で対応可能とした場合：概算見積書（任意様式）
- (3) 導入・開発実績（任意様式）

#### 5 提出方法

##### (1) 提出先

高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課ひとり親家庭担当

電子メール：060401@ken.pref.kochi.lg.jp

電話：088-823-9654（直通）

##### (2) 提出方法

上記アドレス宛て、電子メールで提出してください。

メールの件名には、「【提出】児童扶養手当システム標準化 RFI（貴社名）」と記載してください。

メール送付後、高知県に対して到着確認の連絡を実施してください。

##### (3) 提出期限

令和6年7月22日（月）

#### 6 本件に関する質問

本件について質問がある場合は、令和6年6月28日（金）までに、電子メールでご連絡ください。メールの件名は、「【質問】児童扶養手当システム RFI（貴社名）」としてください。

#### 7 その他

- (1) 資料をご提供いただいた参加者に対し、必要に応じて後日ヒアリングを実施いたします。
- (2) 情報提供に係る一切の費用は、参加者負担でお願いいたします。
- (3) ご提出いただいた資料は返却いたしませんので、ご注意ください。
- (4) ご提供いただいた資料は、「1 背景と目的」に示した範囲内において高知県（本業務を委託している事業者を含む）にて利用することとし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。
- (5) 本情報提供の実施をもって、高知県が調達することや、参加者に特別の地位を与えることはありません。また、本情報提供を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。